

佐賀市随意契約ガイドライン

令和7年10月

佐賀市総務部契約監理課

佐賀市随意契約ガイドライン

1 趣旨・目的

地方公共団体が締結する契約は、①公正性（相手方の選定手続きが公正であること）、②経済性（その相手方と契約を締結することが地方公共団体にとって有利であること）、③履行の確保（契約の相手方が契約の目的にかなった履行ができること）、④透明性（①～③の点を市民からチェックできるように説明責任を果すこと）が求められており、これらを兼ね備えた契約が、適正な契約であるといえます。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）では競争入札を原則としており、政令で定める場合に限り例外的に随意契約によることができるとされています。

本ガイドラインは、法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）並びに佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号。以下「規則」という。）に定める随意契約を適正に行うための指針として作成したものです。

なお、ここに示すものに該当すれば、直ちに随意契約をすべきものではありません。随意契約によるかどうかは、契約ごとの内容・性質・目的のほか、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に検証して慎重に判断し、契約手続きの透明性を高め、市民の理解が得られるようにしてください。

各所属においては、随意契約による場合は、本ガイドラインに基づき、根拠条文（令第167条の2第1項第1号から9号まで）を採用した理由及び業者を選定した理由を明確にすることとします。特に、令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までを採用した場合は、本ガイドラインの該当する項目の番号を記載して決裁を受けるものとします。

なお、本ガイドラインに該当しない案件で随意契約による場合には、佐賀市事務決裁規程（平成27年佐賀市訓令第1号）に定める専決者は、同訓令第7条第1号の規定に基づき、上司の決裁を受けるものとします。

2 対象

本ガイドラインの対象は、次のとおりとします。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）
- (2) 物品・役務・業務委託等（その他の全ての契約を含む。）

3 随意契約の手続き

3-1 根拠法令等の明確化

随意契約による場合は、令第167条の2第1項第1号から第9号までのどの号に該当するかを明らかにする必要があります。特に、1者随意契約については、真にやむを得ない理由がある場合にのみ適用できるものであり、契約の相手方の選定が恣意的にならないように注意が必要です。

3-2 有利性の説明

随意契約による場合は、競争の理念に基づき、できる限り多くの者から見積書を徴して、それらの者の価格を比較検討し、原則として最も有利な価格で見積をした者を契約の相手方に決定します。単に「過去の実績」や「業務に精通している」、「特殊な業務」等を理由に随意契約とすることは適切ではありません。

3-3 説明責任

1者随意契約とする場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で、1者しかないと判断したのか等の過程（理由）を具体的に明らかにし、市民に対する説明責任を念頭に行ってください。この場合、個々具体的な契約ごとに、以下の点などについて十分に検討し、慎重に執り行ってください。

- (1) 他の部署で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- (2) 近隣自治体等で類似業務が想定される場合、契約状況を確認すること。
- (3) 技術の特殊性等を理由とする場合、1者しかない状況を具体的に説明できること。
- (4) 選定した相手方について、主要な業務を再委託する実態はないか確認すること。
- (5) 内容（仕様）の変更や工夫（業務の分離・分割等）で入札ができる余地はないか確認すること。

4 随意契約によることができる場合

4-1 令第167条の2第1項第1号による場合

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が契約の種類に応じ規則第97条に定める額を超えないものをするとき。

規則第97条では次のように定めています。

契約の種類	予定価格（税込）
(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

【注意】

- 1 予定価格が規則第97条に定める額を超えないものについて随意契約による場合は、他の号は適用せず本号を優先します。
- 2 規則第97条に該当させるため、本来競争性が生じる案件を合理的な理由もなく、分割して発注することは適法ではありません。
- 3 規則第99条第1項第2号（予定価格が5万円を超えないとき）に該当するときの1者見積りの場合は、相手が固定化しないように注意が必要です。

4-2 令第167条の2第1項第2号による場合

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【注意】

- 1 法令等により履行できる者が特定されているものについては、契約の際に法令等の改正がないか確認する必要があります。
- 2 本号では、履行者の唯一性について客観的かつ詳細に説明する必要があります。

【参考：判例】

- 1 「競争入札に適しない」の要件をめぐる判例〔最高裁 昭和62年3月20日〕
「普通地方公共団体が契約を締結するに当たり、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに対応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定し、その者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も令第167条の2第1項第2号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合（前記のような場合）に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である」とされています。
- 2 契約の相手方の選定に裁量権の逸脱・濫用が認められた判例〔福岡地裁 平成3年2月21日〕
「契約相手方を恣意的に指定するなど公正性を欠く場合や契約相手方に関する遂行能力の調査を全く怠った場合など、契約相手方の選定において容認できないような事情がある場合には、その契約の締結は違法である」とされています。

【建設工事】

- 1 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
 - (1) 特許工法や新開発工法等を用いる必要がある工事
 - (2) 文化財その他極めて特殊な建物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - (3) 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - (4) 法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事
- 2 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要が

ある場合

- (1) 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工させなければならない本工事
 - (2) 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - (3) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事
- 3 プロポーザル方式、コンペ等の企画競争により契約の相手方を予め特定している工事

【物品・役務・業務委託等】

- 1 契約の履行のために、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の排他的権利の使用を必要とするもので、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない業務
 - (1) 測量、設計、設備・機器等の補修（修繕）・保守管理、又は各種調査・分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の履行が可能な業者が特定される場合
なお、「特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要がある業務」とは、当該業者が特許権を有するなど、唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有し、その他の業者では知り得ない技術に基づかなければ、その契約内容を履行することが困難であるような業務をいいます。
 - (2) 既存の情報処理システム等について、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改修、保守等を実施する場合
- 2 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ、初期の契約目的を達成することができない業務
 - (1) 機械設備や情報処理システム等において、製造者又は設置者等と契約しなければ既存の設備・機器等の使用に著しく支障が生じるおそれがあるもの、又は安全責任が果せないもの、若しくは契約不適合責任の範囲が不明確となるもの、部品交換等の対応ができないもの
 - (2) 試験、研究等の目的のため、極めて特殊な設備・技術等を有する者と契約をする場合
 - (3) 特殊な設備・機器の製作者と運転・保守管理等の契約をする場合
 - (4) 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託する場合
 - (5) 額面価格が定められているものなど、現に価格競争が成立していない場合
 - (6) 不動産の買入れ等、契約の目的物が特定の者でなければ納入できない場合
 - (7) 法令等により契約の相手方が特定されている場合
 - (8) 試験問題の作成、購入、印字等、市の契約行為を秘密にする必要がある場合
 - (9) 国及び地方公共団体を契約の相手方とする場合
 - (10) 市の政策目的を達成するために、公共的団体を契約の相手方とする場合
 - (11) 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合
 - (12) 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合
 - (13) 講演、研究、講座等、特別の能力を目的として業務を委託する場合
 - (14) 履行中の業務と密接不可分の関係にある業務で、同一業者以外の者に履行させると、履行中の業務との整合に著しい支障が生じるおそれがある場合
 - (15) 前業務に引き続き実施する一体的又は関係のある業務で、前業務の受託者でないと、業務に支障が生じ、責任の所在が曖昧になるおそれがある場合

- (16) 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある場合
 - (17) 特別な設備が必要な物を運送又は保管をさせる場合
 - (18) 非常災害による罹災者に市の生産に係る建築材料を売り払う場合
 - (19) 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付ける場合
 - (20) 外国で契約を締結する場合
 - (21) 学術又は文化、芸術等の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付ける場合
 - (22) 土地、建物、林野若しくはその産物等を特別の理由のある者に売り払い、又は貸し付ける場合
 - (23) 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造をさせ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れる場合
 - (24) 公債、債権又は株式の買い入れ又は売り払いをする場合
 - (25) 契約の相手方と締結した協定、覚書、その他の文書において、合理的な理由により、あらかじめ契約の相手方が決定している場合
 - (26) リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続で、明らかにコストの削減ができる場合
 - (27) 文化財その他極めて特殊な建物等であるため、施工者が特定される補修等を行う場合
- 3 プロポーザル方式、コンペ等の企画競争により契約の相手方を予め特定している業務
- ※ プロポーザル方式、コンペ等により選定した事業者と契約期間満了後も、公募の手続きを取らずに本号の規定により自動的に随意契約することは適切ではありません。

4-3 令第167条の2第1項第3号による場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

【注意】

- 1 障害者福祉等の増進といった一定の政策目的のために、随意契約によることができるとされているのは、福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約、又は役務の提供を受ける契約をする場合です。
- 2 本号の契約は、規則第97条の2の規定に基づき、発注の見通し及び契約の締結状況を公表する必要があります。そのため、内容、公平性、透明性を十分に勘案し、適正な契約を行うようにしてください。

※参照:「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の手続要領」(平成23年6月1日施行)

4-4 令第167条の2第1項第4号による場合

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

【注意】

- 1 総務省令（地方自治法施行規則第12条の3）により認定を受けた事業者は、他に類がないものを生産、加工又は役務の提供において、その生産物等には新規性があり、他の者による同類の生産物若しくは役務よりも優れた機能性がある、地方公共団体はその機能性からもたらされる利益をさらに享受することができることから、政策的な判断によりこれらを調達することは、経済性及び競争性の原則の支障にならないものと考えられています。
- 2 本号の契約の対象となるのは、新商品の買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約となります。
- 3 本号の契約は、規則第97条の2の規定に基づき、発注の見通し及び契約の締結状況を公表する必要があります。そのため、内容、公平性、透明性を十分に勘案し、適正な契約を行うようにしてください。
※参照：「地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の手続要領」（平成23年6月1日施行）

4-5 令第167条の2第1項第5号による場合

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【注意】

- 1 「緊急の必要」とは、災害等の客観的な事実により、競争入札による契約手続きをとることで、時期を失い、あるいは、契約の目的を達成することができなくなり、市民生活に支障をきたす、市民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼすおそれがある、又は経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合が該当します。
- 2 単に、早急に事務手続きをとらなかつたことにより、契約すべき日時が切迫したため、競争入札を行う時間的余裕がなくなった場合などは該当しません。

【建設工事】

- 1 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- 2 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- 3 災害の未然防止のための応急工事

【物品・役務・業務委託等】

- 1 エレベーター等の設備機器等の緊急点検等により不具合が判明した場合で、即時の対応が求められる業務
- 2 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼働できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急業務
- 3 建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務
- 4 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応や、その未然防止のための応急工事に関連する業務
- 5 OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを提供している場合で、緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合における応急業務
- 6 公の秩序維持のための警備に関する業務、災害発生時の住民避難に関する業務
- 7 天災地変その他災害等により緊急に調達のある業務
- 8 感染症発生時の蔓延防止のために緊急に薬品等の物品を購入する業務
- 9 衆議院の解散による衆議院議員の選挙等、法令等の規定により業務を行う期間の起点と終点を定められるもので、準備期間が短いため緊急を要する業務

4-6 令第167条の2第1項第6号による場合

競争入札に付することが不利と認められるとき。

【注意】

本号は、競争入札に付することが納期・工期や経費等の面で不利となることが認められる場合が該当します。適用に当たっては、「不利となること」を具体的に説明してください。

【建設工事】

- 1 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - (1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - (2) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- 2 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
 - (1) 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、契約不適合責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - (2) 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）
- 3 他の発注（他の発注者を含む）に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる次のような場合
 - (1) 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事
 - (2) 他の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事
- 4 打ち切った工事を、その後再び継続して施工する必要がある場合に、中止前に請負っていた業者以外の者に、これを施工させると不利となる場合

【物品・役務・業務委託等】

- 1 現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる次のような場合
 - (1) 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務
 - (2) 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
- 2 他の発注に係る実施中の業務の内容と重複、若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる場合
- 3 契約金額以外の条件が市にとって不利となる場合（品質・性能等の要素が業者によって異なる場合や、運送・保管等の際の地理的条件等により市に不利となる場合等）

4 買い入れを必要とする物品が多量であって、分割して買い入れなければ売り惜しみその他の理由で価格を高騰させるおそれがある場合

4-7 令第167条の2第1項第7号による場合

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【注意】

- 1 「著しく有利な価格」とは、一般的には、品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ、予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合よりも、誰がみても有利な価格で契約できる場合です。適用に当たっては、「著しく有利な価格」を市場価格等と比較して客観的に説明する必要があります。
- 2 また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点でも、慎重に判断をする必要があります。

【建設工事】

- 1 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、これを利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる工事
- 2 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる工事

【物品・役務・業務委託等】

- 1 ある物品を購入するにあたり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しかも他の業者が保存している当該同一物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある業務
- 2 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約できると認められる業務

4-8 令第167条の2第1項第8号による場合

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【注意】

- 1 入札が不落、不調になった場合でも、資格条件や、設計積算の見直し等を図り、再度の競争入札を行うことを基本とします。したがって、本号の適用は、改めて競争入札に付す時間がない場合に限りです。
- 2 本号を適用して随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初の競争入札に付したときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできません。
- 3 本号に規定する「再度の入札」は、「再度入札」と「再度公告入札（指名競争入札の場合は再度の指名通知）」に分けられます。

「再度入札」は、開札の結果、各人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格入札がないとき。）、直ちにその場で（電子入札の場合においては、発注者により定められた期日に）行う入札をいいます。

「再度公告入札（指名競争入札の場合は再度の指名通知）」は、入札価格のうちに予定価格の制限に達しないものがない場合のほか、入札者のない場合において、再び公告（指名の通知）をした後に改めて入札を行うことをいいます。
- 4 本号を適用する場合も、原則2人以上からの見積書の徴取が必要です。

※参照：規則第99条第1項
- 5 競争入札において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときに、最低の見積額で入札した者との交渉により、その者を落札者に決定することは適切ではありません。

4-9 令第167条の2第1項第9号による場合

落札者が契約を締結しないとき。

【注意】

- 1 一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札者の決定後、当該落札者が契約を締結しない場合、又は落札決定後に指名停止となる等、落札者の責により契約締結ができない状態に陥った場合には、改めて競争入札に付す時間がない場合に限って、随意契約によることができるとしているものです。
- 2 本号を適用して随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初の競争入札に付したときに定めた条件を変更することはできません。
- 3 本号を適用する場合でも、原則2人以上からの見積書の徴取が必要です。
※参照：規則第99条第1項

5 見積りの依頼

随意契約のために見積りを依頼しようとするときは、規則第99条の事項を参照してください。

附 則

本ガイドラインは、令和元年10月1日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。

附 則

本ガイドラインは、令和7年10月1日から施行する。

[参考：関係法令等]

○地方自治法

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「競争入札」という。)に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

4 略

○地方自治法施行令

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練

事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下この号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

- (4) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。
 - (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 - (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、

履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

○地方自治法施行規則

第12条の3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供(以下この条において「新商品の生産等」という。)により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画(以下本条において「実施計画」という。)を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

(1) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務(以下この条において「新商品等」という。)が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

(2) 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

(3) 第3項第4号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画(新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者(新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。)から提出された実施計画に限る。)を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

(1) 新商品の生産等の目標

(2) 新商品等の内容

(3) 新商品の生産等の実施時期

(4) 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第1項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

- 5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第2項の規定を準用する。
- 6 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第1項の規定により確認された実施計画(第4項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの)に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。
- 7 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。
- 8 前項の規定は、第4項の実施計画の変更について準用する。

○佐賀市財務規則

(随意契約ができる予定価格の額)

第97条 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 200万円
- (2) 財産の買入れ 150万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約によることができる場合の手続)

第97条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号に規定する規則で定める手続は、次に定めるとおりとする。

- (1) あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

(見積書の徴取)

第99条 随意契約をしようとするときは、2人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人のみで見積書の徴取で足りるものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により、契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 予定価格が5万円を超えないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 官公署その他これに準じる機関と契約するとき。
- (2) 官報、切手その他のもので価格が確定し、見積りをとる必要がないとき。
- (3) 食糧費及び光熱水費
- (4) 消耗品に属する書籍、図書、新聞及び法規加除録
- (5) 本市域以外の地において走行中に補給する車両用燃料油類を調達するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

○佐賀市事務決裁規程

(専決の制限)

第7条 専決者は、この訓令に定める専決事項であっても次の各号のいずれかに該当する事項は、上司の決裁又は指示を受けなければならない。

- (1) 異例であると認められるもの
- (2)、(3)略

○地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約の手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による随意契約を締結する場合の手続について、佐賀市財務規則(平成17年規則第62号。以下「財務規則」という。)第97条の2に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 前条による随意契約の締結を予定する場合において、課長等(財務規則第2条第5号に規定する課長等をいう。以下同じ。)は、次の事項を公表するものとする。

- (1) 所管課等の名称
- (2) 契約内容(物品又は役務の名称)
- (3) 契約予定時期

(契約締結後の公表)

第3条 課長等は、前条の規定に該当する随意契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 契約の相手方の名称
- (2) 契約金額
- (3) 契約締結日
- (4) 納入期限又は履行期間
- (5) 契約の相手方とした理由

(公表の方法及び期間)

第4条 第2条及び前条の規定による公表は、別記様式により佐賀市ホームページにおいて、公表の日から当該年度の3月31日まで行うものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

別記様式

年度 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づく随意契約に関する公表

年 月 日現在

1. 発注見通しの公表

2. 契約締結後公表

No.	業務 区分	所管課等の 名称	契約内容 (物品又は役務の名称)	契約予 定時期	契約の相手方の名称	契 約 金 額 (税込/円)	契 約 締結日	納入期限又は履行期 間	契約の相手方とした 理由	備考